

徳島県における規制改革について
(第 3 次提言)

平成 3 0 年 9 月

徳島県規制改革会議

徳島県規制改革会議での検討の結果、徳島県における規制改革に関する措置の方向性について、次のとおり提言する。

徳島県における規制改革の考え方について

徳島県における規制改革の推進にあたっては、昨年7月に開設された、消費者庁「消費者行政新未来創造オフィス」と共同で、新次元の「消費者行政・消費者教育」の展開に取り組む本県ならではの、「消費者目線・現場主義」を徹底することが重要である。併せて、人口減少社会において生涯現役と地域活力維持の観点から、地域人材や既存ストックといった地域資源を有効に活用する、戦略的かつ長期的な視点が求められている。

一方、その具体的な実践にあたっては、条例等の改正により県が行う規制改革はもとより、徳島版「地方創生特区」などを活用した市町村との連携による住民に身近な改革、さらには国への政策提言を通じた改革など、状況に応じた適切な対応を図っていく必要がある。

具体的な規制改革の方向性について

1 地域人材・既存ストックの有効活用について

現在、急激に進行しつつある「人口減少」への対応は、全国的な課題であるが、「課題解決先進県」である本県から、具体的な処方箋のもとで、積極的な実践を図る必要がある。

(1) 地方公務員の“社会貢献型副業”の促進について

地方公務員のいわゆる「副業」については、原則禁止とされている現在において、一定のルールに基づく運用がなされているところであるが、ほとんど実績は上がっていない。一方、地域再生・活性化を担うNPOやソーシャルベンチャー等から、知識、経験を有する地方公務員の活動への参加についての要望が寄せられているところである。

社会貢献型副業の促進に関しては、不足する地域人材の確保並びに職員の「現場」感覚及び政策立案能力の向上が期待できることから、公益性が高いと認められる一定種類の業務については、積極的な従事を促す仕組みを構築する必要がある。

構築にあたっては、職員の不安やためらいを軽減し、真に地域活性化につながるよう、官民連携での検討の場を設け、具体的なモデルケースを提示するなどの方策を検討すべきである。

(2) 教育現場における外部人材の活用拡大について

2020年度から小学3・4年生の「外国語活動」や小学校における「プログラミング教育」が必修化されるなど、学校教育における国際化や情報化の拡充が一層進むとともに、郷土愛を持った人材育成へのニーズが高まっているところである。

こうした状況を踏まえ、教育内容の充実と教員負担の軽減のため、これまで以上に外部人材の活用を図ることが必要である。

そこで、外部人材が複数の学校において円滑に活動できるよう、人材情報を共有できる仕組みを構築するなど、環境整備を進めることが重要である。

(3) 移住促進に資する「農地付き空き家」の活用について

近年、高まりを見せている農業移住に対するニーズについては、農地付き空き家の活用により適切に対応する必要がある。

全国的には、市町村の農業委員会が設定権限を有する「農地の権利取得における下限面積」を地域の実情に応じた面積に引き下げるなどにより、農業移住に積極的に取り組んでいる事例があることから、本県としても、市町村に対して下限面積の引下げについて、積極的に助言を行う必要がある。

(4) イベント時の道路使用許可手続の明確化・弾力化について

道路使用許可手続の原則は、1行為1許可であるが、手続簡素化の取組みである「許可の一括化」については、「複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、」対応するものとされており、「管理・責任」の基準及び根拠の明確化が必要である。

特に、地方自治体が運営に実質的に関与するなど、公益性が高いと認められるイベント等の開催に必要な道路使用許可については、その一括化の取扱いを、より柔軟に認めるべきである。

2 食品の栄養成分表示義務化への対応について

食品表示法に基づく栄養成分表示は、平成32年4月1日からは新基準による表示に統一される。

小規模事業者は規制緩和により、表示義務化の対象外とされているが、大型スーパー等に卸して販売される場合には、表示義務が課せられることとなっており、法令上の規制緩和が実質的な規制緩和につながらないことが懸念されている。

小規模事業者には表示義務化による負担感が大きいことから、表示の円滑な実施に向けた支援を通じ、実質的な規制緩和につながるよう、積極的な検討が必要である。

3 「子ども食堂」の普及促進について

いわゆる「子ども食堂」に関しては、全国的に実態が先行しており、国を含め、その対応が後追いとなっている。

そのため、安全・安心な子ども食堂の普及拡大に向け、関係部局や関係者が参画して、対応方針を策定するとともに、当該方針に基づき、県としての施策を検討すべきである。

その際、食品衛生上の取扱いについては、国の関係法令改正に向けた議論等を参考に、県としても全国のモデルとなるような新たな仕組みを構築する必要がある。

4 その他

県においては、今回提言の方向性について、適切なフォローアップを行い、本規制改革会議に適宜進捗状況を報告するとともに、なお一層、「消費者目線・現場主義」での規制改革の検討を進める必要がある。

平成30年9月13日

徳島県規制改革会議 座長 床桜 英二